

別紙添付③

平成25年1月15日

大洋リアルエステート株式会社代理人
弁護士 辻 公 雄 先生
同 大 西 克 彦 先生
同 白 川 謙 三 先生

要 望 書

東京都中央区銀座6丁目13番16号
銀座ウービル9階
橋元綜合法律事務所
鹿島建設株式会社代理人
弁護士 藤 原 浩
同 芳 賀 成 之
同 河 野 申 二 郎

当職らは、平成24年(ワ)第6907号建物収去土地明渡等請求事件に関し、原告大洋リアルエステート株式会社(以下「原告」といいます。)の代理人である貴職らに対し、以下のとおり通知いたします。

原告は、同社が管理・運営するホームページ(以下「原告ホームページ」といいます。)において、被告鹿島建設の平成24年7月23日付け答弁書及び平成24年10月23日付け準備書面1を複製、アップロードし、これを不特定多数の第三者の閲覧に供するだけでなく、自由にダウンロードもできる状態にあります。

民事訴訟法上、訴訟記録の閲覧・謄写は一定の手続を経るものとされている上、とりわけ「謄写」は当事者及び利害関係人を疎明した第三者に限定されていること(民事訴訟法91条3項)、弁論準備手続期日において提出された準備書面等は、公開して行われた裁判手続における公開の陳述とは直ちにいえぬことなどに照らせば、当職らの許諾なく、被告鹿島建設の主張書面をアップロードする行為は、無制限に認められるものではないと思料いたします。

つきましては、貴職らにおかれましては、上記趣旨を改めてご勘案頂き、依頼者である原告をして被告鹿島建設の準備書面等を原告ホームページで公開しないよう指導されるなど適切な対応をとって頂きますよう本書面をもってお願い申し上げます。

以上